

学校法人会計について

<学校法人会計主要計算書について>

○資金収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものです。

資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの「前期末前受金」及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの「期末未収入金」について行います。

資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの「前期末前払金」及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの「期末未払金」について行います。

○活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書に記載されている資金収入及び資金支出の額を教育活動による資金収支、施設設備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支の3つ活動に区分し、現金預金の流れを活動区分ごとに把握できます。

教育活動による資金収支は、キャッシュベースでの本業の教育活動の収支状況を見ることができます。施設設備等活動による資金収支は、当該年度に施設設備の取得があったか、財源がどうだったかを見ることができます。その他の活動による資金収支は、借入金の収支、資産運用の状況等主に財務活動を見ることができます。

○事業活動収支計算書

毎会計年度、当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において、「基本金組入額」を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものです。事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算し、事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算します。

事業活動収支は、経常的な収支と臨時的な収支に区分し、それぞれの収支状況が把握できます。経常的な収支とは教育活動収支及び教育活動外収支、臨時的な収支とは特別収支のことです。

教育活動収支は、経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況を見ることができます。教育活動外収支は、経常的な収支のうち、財務活動による収支状況を見ることができます。2つの活動を合わせた経常収支は、経常的な収支バランスを見ることができます。特別収支は、資産売却・処分等の臨時的な収支を見ることができます。

事業活動収支計算は、それぞれ事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、すべての事業活動収入額からすべての事業活動支出を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行います。

○貸借対照表

貸借対照表は、年度末の資産、負債、純資産(基本金・繰越収支差額)の残高を表示し、学校法人の財政状態の健全性を明らかにするとともに、教育研究活動に必要な財産を適正に管理することを目的として、前年度末の残高と比較し表しております。

＜学校法人会計基準における各科目の平易な説明＞

○資金収支計算書の科目(収入の部)

科 目	説 明
学生生徒等納付金収入	教育サービスの対価として徴収する、授業料・入学金等で入学・在学することを条件に納付するもの
手数料収入	学校が用務の提供に当たって徴収するもので、入学検定料・証明手数料等
寄付金収入	学校法人が金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、寄付金として受け取ったもの(用途が指定されたもの:特別寄付金、用途の指定がないもの:一般寄付金)
補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる団体から交付される補助金
資産売却収入	帳簿残高のある固定資産等の売却収入で、土地売却収入など
付随事業・収益事業収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入、外部から委託を受けた試験、研究等の収入、収益事業会計からの収入など
受取利息・配当金収入	特定資産の運用により得られた収入、預金、貸付金等の利息、株式配当金など
雑収入	学生生徒等納付金収入から事業収入に含まれない収入で、学校法人に帰属する収入
借入金等収入	金融機関等から借り入れた資金
前受金収入	翌会計年度以降の諸活動に対応する学生生徒等納付金収入(入学手続金など)を当該会計年度において資金収入したもの
その他の収入	学生生徒等納付金収入から前受金収入の各収入科目に含まれない収入で、特定資産取崩収入、前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入など
資金収入調整勘定	当年度の諸活動に対応する収入のうち、実際に資金の収入が当該年度中に行われず、前年度又は翌年度に行われる収入科目に対応する勘定
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越した資金で、前年度末の現預金残高と一致

○資金収支計算書の科目(支出の部)

科 目	説 明
人件費支出	教職員等に支給する人件費。教員・職員・役員に区分している
教育研究経費支出	教育内容の向上や研究環境の整備等、教育研究活動に直接的に要する諸経費、また、教育研究を補助するための事務費、厚生補導に要する経費、入学試験を実施するための経費及びこれらの諸活動を行う施設設備を維持するための経費等(消耗品費、光熱水費、奨学費、旅費交通費等)
管理経費支出	大学を運営する総務、人事、財務及び対外的な広報活動に要する経費、教育研究に当たらない事業に要する経費及びこれらの諸活動を行う施設設備を維持するための経費等
借入金等利息支出	借入金及び学校債に係る利息分の支出
借入金等返済支出	借入金及び学校債に係る元金分の返済支出
施設関係支出	建物等の固定資産を取得するための支出
設備関係支出	教育研究用・管理用機器備品、図書、車両等を取得するための支出
資産運用支出	資産の運用を目的とした金融資産を取得するための支出
その他の支出	上記以外の支出。預り金、前払金等の支出を含む 前期末未払金支払支出は、前期分の費用を当該年度に支払ったもの
資金支出調整勘定	期末未払金、前期末前払金
翌年度繰越支払資金	翌年度に繰り越される支払資金で、当該年度末の現預金残高と一致する

○事業活動収支計算書の科目

科 目	説 明
現物寄付	機器備品、図書等の金銭以外の現物を受け入れる寄付
資産売却差額・処分差額	不動産などを売却し、その代価が帳簿残高を上回った場合、その差額が資産売却差額として計上します。また、資産処分差額は建物や構築物などの取壊しや使用不能になった機器備品を除却処分した場合、処分時点の帳簿残高を計上
徴収不能額	学生生徒等納付金など当該年度中に入金されないものを当該年度の未収入とし、翌年度になっても入金が見込めない場合に徴収不能額として処理
退職給与引当金繰入額	教職員の退職金の支払に備え、一定の計算により費用として計上
減価償却額	施設・設備等の資産が時の経過により価値が減少するその減少額を計上
基本金組入額・取崩額	学校法人の教育研究活動の維持向上のために継続的に保持する額を示し、組入額は取得した資産の額であり、取崩額は、除却等により減少した資産の額 <ul style="list-style-type: none"> ・第1号基本金:校地、校舎、機器、備品、図書などの固定資産の取得価額 ・第2号基本金:将来固定資産を取得する目的で積み立てた預金などの額 ・第3号基本金:奨学基金、研究基金などの資産の額 ・第4号基本金:運営に必要な運転資金の額(文部科学大臣の定める額)
翌年度繰越収支差額	前年度繰越収支差額、当年度収支差額、基本金取崩額の合算額

<学校法人会計と企業会計の違いの説明>

学校法人の事業は、教育研究活動により収支均衡をはかることを目的とする非営利事業であり、一定の制限のもとに認められる収益事業を除き、企業会計における損益計算は適用されません。営利を目的とする一般企業は「企業会計原則」に従い、事業の成果を損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書で表しますが、教育研究活動により収支均衡を目的としている学校法人は「学校法人会計基準」に定められた会計処理を行い、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属する内訳表にて経営状態を表し、「資金収支計算書」は企業会計の「キャッシュフロー計算書」、「事業活動収支計算書」は「損益計算書」に相当します。